



経営者のための

# 銀行交渉術

第8号

平成27年7月13日（月）

発行：久保総合会計事務所

〒536-0006

大阪市城東区野江4丁目11番6号

TEL (06) 6930-6388

FAX (06) 6930-6389



## ◆実践コラム

『借入のプレッシャーから解放されるための考え方』  
...稼ぐキャッシュの額で借入は大きくも小さくもなります。

先日ご相談に来られた社長様との会話です。「年商1億円で銀行からの借入が4,000万円もある。大きな借入が気になっており、早く完済して身軽になりたい。」とのことでした。

私は、「お気持ちは良く分かります。ただ、完済しようと思うから気が遠くなるのではないか。」とお答えしました。社長様は、「借りたものを返すのは普通でしょう。」とびっくりしておられましたが、もちろん、借入を踏み倒すことを推奨している訳ではありません。  
無借金経営は相当ハードルの高いゴールだとお伝えしたかっただけです。

そもそも「借入が大きい。」という表現は抽象的です。

何と比較して大きいのかを議論しなくてはいけません。答えのひとつはキャッシュを稼ぐ力です。  
同じ4,000万円の借入でも、年収300万円の人にとっては大きな借入ですが、年収1億円の人にとっては大きな借入とは言えません。

仮に同社が年間200万円しかキャッシュを稼げなかつたら、借入を完済するのに20年かかります。  
大きな借入です。しかし、年間400万円のキャッシュを稼げば、半分の10年で完済出来ます。

800万円なら5年です。一般的に10年以内に完済できる水準であれば「正常な借入額」と判断されますから、同社の場合、400万円以上のキャッシュを稼いでいれば、借入に対してあまりプレッシャーを感じなくとも良いのではないか。」

同社は平均して年間300万円程度のキャッシュを稼いでいましたので、追加で100万円を稼ぐことが目標です。

社長様も、4,000万円を完済するのは難しく感じるが、年間100万円を追加で稼ぐことなら出来そうだ  
とおっしゃっていました。元々事業家ですから、借入の返済を考えるよりも、キャッシュを稼ぐことを考える  
方が性に合っているようです。

事業を伸ばしながら借入を減らしていくのは相当困難です。

企業ですから、将来的に後継に譲るにしろ、第三者に売却するにしろ、正常な範囲内の借入は存在して  
いても全く問題はありません。もちろん無借金は理想ですが、借入をゼロにすることが経営の目的では  
ないはずです。

借入の額を急に減らすことは出来ませんが、キャッシュを稼ぐ力を伸ばすことで、相対的な借入額は小さ  
くなります。

自社の借入水準が適正な範囲に収まっているかを知りたい方は、弊所ホームページのお問い合わせ  
フォームよりご相談希望日をご連絡ください。



## ◆お役立ち情報

「小規模事業者持続化補助金」について  
…小規模の卸・小売り・サービス業の方は是非ご検討ください。

「小規模事業者持続化補助金」の追加公募が7月3日から始まりました。  
締切は7月31日(当日消印有効)です。

これまでの1次、2次公募では約24,000件の小規模事業者が採択を受けて事業を開始しています。

当初の計画では、約252億円の予算により3万の事業者を支援する計画となっていました。

今年最後の募集になるかもしれません。是非ご検討ください。

### 【補助金の概要】

この補助金は、小規模事業者が商工会議所・商工会の助言等を受けて経営計画を策定し、販路開拓(創意工夫による売り方やデザイン変更等)に取り組む場合に、その費用の2／3(上限50万円)の補助が受けられるというものです。

### ■補助対象者

対象となるのは次の小規模事業者です。

◇常時使用する従業員数が5人以下の卸・小売業、サービス業

◇常時使用する従業員数が20人以下の製造業その他

※常時使用する従業員数には、パートタイムは含まれません。

### ■対象事業

販路開拓等のための取組が対象になります。

#### 【取組み例】

◇広告宣伝

新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布する。

◇集客力を高めるための店舗改装

幅広い年代層の集客を図るため、店舗のユニバーサルデザイン化に取組む。

◇展示会・商談会への出展

新たな販路を求めて国内外の展示会に出展する。

◇商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更

新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新する。

### ■補助金額

補助金額は、対象となる取組に係る費用の2／3以内(上限50万円)です。

※次の取組を行う場合は上限額が100万円になります。

◇雇用を増加させる取組

◇従業員の待遇を改善する取組

◇買い物弱者対策の取組

申請にあたっては所定の様式による「経営計画書」、「補助事業計画書」を策定し、最寄りの商工会議所、商工会に提出して「事業支援計画書」を作成してもらう必要があります。

早めにご準備、ご相談ください。